

広島県議会議員の議員報酬の特例に関する条例をここに公布する。

令和二年五月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第二十九号

広島県議会議員の議員報酬の特例に関する条例

1 県議会議員の議員報酬月額、特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（昭和五十年広島県条例第三十八号。以下「特別職給与条例」という。）第三条第一項第一号の規定にかかわらず、同号の規定による議員報酬月額から、議長にあつてはその額に百分の十二を、副議長及び議員にあつてはその額に百分の十を乗じた額を減じた額とする。

2 前項の規定にかかわらず、特別職給与条例第三条第二項の規定により支給される期末手当の額の算出の基礎となる議員報酬の月額については、特別職給与条例第三条第一項第一号の規定による額とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和二年六月一日から施行する。

（この条例の失効）

2 この条例は、令和二年十一月三十日限り、その効力を失う。